

関原発第 148 号
平成 30 年 6 月 11 日

原子力規制委員会
原子力規制庁 殿

関西電力株式会社
取締役社長 岩根 茂樹

高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請に係る重複する案件について

当社は、平成 30 年 2 月 5 日に高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可を申請しておりますが（以下「既申請」という。）、この度、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正に伴う発電用原子炉設置変更許可の申請を致しました。（以下「後申請」という。）

従いまして、既申請と後申請とが重複することとなりますが、当社としましては、相互の申請内容に安全上の関連はないと考えておりますので、既申請案件と後申請案件に対し審査を受ける優先度を付けず審査して頂きますようお願い致します。

なお、いずれかの申請の許可後、もう一方の申請に対する補正申請を実施する予定です。

【既申請案件】

1. 申請書名：高浜発電所発電用原子炉設置変更許可申請書
(1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更)
2. 申請日：平成30年2月5日(関原発第379号)
3. 変更の理由：
 - (1) 1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の重大事故等対処設備及び体制の一部を変更する。
 - (2) 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正に伴い、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉における地震時の燃料被覆管の閉じ込め機能の維持に係る設計方針を追加する。
 - (3) 1号炉及び2号炉の使用済燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備を一部変更する。
 - (4) 1号炉及び2号炉の所内常設直流電源設備(3系統目)を設置する。

【後申請案件】

1. 申請書名：高浜発電所発電用原子炉設置変更許可申請書
(1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更)
2. 申請日：平成30年6月11日(関原発第145号)
3. 変更の理由：
 - (1) 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正に伴い、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉における柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の新規制基準適合性審査を通じて得られた技術的知見の反映に関連する記載事項の一部を規則の条文と整合した記載に変更する。
 - (2) 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正に伴い、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉における内部溢水による管理区域外への漏えいの防止に関連する記載事項の一部を規則の条文と整合した記載に変更する。